

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 川口 洋史

論 文 題 目

ラタナコーシン朝前期シャムの政治構造
—政権構成と文書処理システムを中心として—

論文審査担当者

主査	名古屋大学教授	加藤 久美子
委員	名古屋大学教授	井上 進
委員	名古屋大学教授	池内 敏
委員	名古屋大学准教授	林 謙一郎

論文審査の結果の要旨

【本論文の概要】

本論文は、ラタナコーシン朝前期（1782-1873年）のシャムの政治構造を明らかにし、それを通して従来の通説的理解を見直そうとしたものである。序章では、その通説的理解は、五世王（1868-1910年）の言説を反映した、後代からの見方であることが示された。それに対して、同時代の視点から政権構成と文書処理システムを再検討し、王朝前期の歴史的な位置づけを見直すことが本論文の目的として提示された。

第1章では、一世王政権（1782-1809年）の構成が検討された。先行研究では、アユタヤ（1351-1767年）以来の名門出身者が一世王政権を構成したとされたが、その史料の根拠はほとんどないことが示された。そして、同時代史料の検討から、一世王政権は非名門によって構成され王との人格的紐帯によって結合した武人的集団であったことが明らかになった。これは、トンブリー朝タークシン政権（1768-82年）と共通する特徴であった。

第2章では、ブンナーク家の一貫した権勢拡大として理解されてきた二世王時代から五世王時代初期の政治史を、政権構成とその背景の考察を通して再検討した。一世王の功臣の一人ブンナークとその後裔は、王家や他の有力家系と姻戚関係を結び、権勢を拡大していったと従来は理解されてきた。しかし、ブンナーク家は三世王時代（1824-51年）から他家に女子を嫁がせなくなる。また三世王期から、港務省に代わり、ブンナーク家が掌握していなかった民部省が大臣を多く出すようになった。

第3章では、民部省における文書処理過程の復元を通して、三世王時代の政治構造を考察した。三世王時代に民部省と管轄地域とのあいだを大量の文書が行き来するようになり、それを取り次いでいたのは民部省の官僚であった。上申文書、命令文書ともに、三世王がその内容を知り得たのは一部に限られていた。兵部省、港務省も同様の文書処理をおこなっていたと考えられる。ゆえに三世王時代の政治運営は、官僚、特に大臣に重心のある構造をもってたと論者は結論づける。

第4章では、四世王時代（1851-68年）における政治構造を文書処理のありかたを通して検討した。四世王は上申文書や命令文書を直接閲覧し、命令や修正を書き込んで自身の意思を政治に反映させようとした。また、中央・地方の臣下とも直接文書を交わそうとした。しかし、宸筆や上奏文は「王は他国の王とのみ文書を交わす」という文書システムの原則に反していたので、十分に機能しなかった。上奏文制度を利用して権勢を拡大したのは、兵部大臣チャオプラヤー・シースリヤウォンであった。

終章では、ラタナコーシン朝前期の位置づけを再考した。王朝前期は東南アジア大陸部の変化に応じて変容してきた。それは、同時代の論理に従いつつ、方向としては官僚制化と中央集権化を示していた。そして論者は、王朝前期が近代シャム国家を準備・規定していたとする。同時に、王朝前期に用意された下地が十分なものでなかったがために、五世王期の近代化は中途半端に終わったと解釈しうることも指摘した。

論文審査の結果の要旨

【本論文の評価】

本論文は、これまでのラタナコーシン朝前期の通説的理解が五世王期の視点によるものであることを指摘した上で、同時代の原史料の詳細な検討により新しい見方を示したという点で高く評価できる。ラタナコーシン朝の建国をアユタヤではなくトンブリー朝との連続でとらえたこと、ブンナーク家の権勢の及ばない民部省が三世王期に管轄域を拡大し民部省出身の大臣が増加したこと、文書処理のありかたから見ると王は政治運営に直接関わりにくい構造になっていたことなどを指摘したのは、大きな業績と言える。

また、ラタナコーシン朝前期を、18世紀からの東南アジア史の大きな流れの中に位置づけたことも評価できる。すなわち、「交易の時代」が終焉を迎えて旧来の支配者層が没落し、対清交易の隆盛にともない華人を中心とする新興階層が台頭するという18世紀前半のアユタヤに生じた経済的・社会的変化と、18世紀後半の東南アジア大陸部全体の戦乱に対応する形で現れたのがトンブリー朝、そしてラタナコーシン朝であったとするのである。そして、主にカンボジア地域をめぐる阮朝ベトナムとの戦争の中で今日のタイ東北部へ支配拡大が見られた三世王時代に、対外交易から徴税へという王朝の経済基盤の変化があったとの指摘も重要である。

また、序章での、ラタナコーシン朝前期政治構造に関わる史料の詳細な解説も、それ自体、関連分野の研究者にとって有意義である。また、特に価値がある文書や典型的文書に関しては、テキストと和訳が付録として示された。そこには、これまで活字化されたことがなく、申請して許可を得たのちタイ国立図書館で閲覧するしかなかった文書も含まれる。それは今後のこの分野の研究に直接貢献するものであるといえる。

ただ、いくつか不十分な点も残る。例えば、論者は「事実」でもって既存の研究を批判するのに成功しているが、その事実の持つ意味を十分には説明しきれていない。また、王権強化・中央集権化に向かうのを前提として議論が進んでいるが、それ自体が五世王的視点である可能性も考えに入れる必要があった。さらに、既存の文書システムの秩序が王の政治への関わりを妨げたと論者は見ているが、文書の秩序がどれほど強いものであったかは検証されていない。そこから王の力の相対的弱さを読み取るのではなく、そのようなシステムの存在自体に注目して議論するという方法もあろう。一方論者は、意欲的に日本の近世史との比較もおこなっているが、日本史研究から見るとそれとは異なる見解も存在している。

しかし、これらは今後の研究課題と言えるものである。厳密な史料批判をした上でさまざまな史料を検討し、それにより十分説得的な新しい歴史像を描き、既存の研究に大きく見直しをせまる成果を上げた点で、本論文は非常に価値あるものである。

以上により、審査委員は全員一致して、本論文が博士（歴史学）の学位を与えるのにふさわしいものと判定した。